

令和三年法律第八十号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 共済事業等
第一節 認可(第三条―第六条)
第二節 業務(第七条―第十六条)
第三節 経理(第十七条―第二十四条)
第四節 監督(第二十五条―第三十六条)
第五節 共済契約の移転等(第三十七条―第四十条)
第三章 解散等(第四十一条―第五十三条)
第四章 共済募集(第五十四条・第五十五条)
第五章 雑則(第五十六条―第六十四条)
第六章 罰則(第六十五条―第七十三条)
附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、中小事業主が使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実に図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小事業主」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 常時使用する労働者の数が三百人以下である事業主
二 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業主
三 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
四 前三号に掲げるものに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの
2 この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、前項第一号又は第二号に掲げる者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主(法人その他の団体であるときは、その代表者)をいう。
3 この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)

第七号第一項第一号に規定する業務災害及び同項第三号に規定する通勤災害をいう。
4 この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主(法人その他の団体であるときは、その代表者)及び当該事業に従事する者(労働者である者を除く。)の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。)のうち、労働災害に相当する災害をいう。

5 この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。
6 この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいう。
7 この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であつて、当該事業に係る共済契約が次の各号に適合するものをいう。
一 共済契約者が中小事業主であること。
二 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えること。
三 共済期間が一年を超えないこと。

8 この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。
第二章 共済事業等
第一節 認可
第三条 労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法(平成七年法律第五十号)第三条第一項の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

(認可)

第四条 前条の規定により同条の一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とする。
2 前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

(申請)

第五条 第三条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。
1 名称
2 純資産額として厚生労働省令で定める方法により算定される額
3 理事及び監事の氏名並びに会計監査人の氏名又は名称
4 認可を受けようとする共済事業の種類
5 労働災害等防止事業の内容
6 共済事業及び労働災害等防止事業以外の事業を行うときは、その事業の内容
7 事務所の所在地
2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
一定款
一 共済規程
二 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。
4 第二項第一号に掲げる書類(電磁的記録を含む。)には、事務所(共済事業に係る業務を行うものに限る。第七条第一項及び第二十七条において同じ。)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。
5 第二項第二号に掲げる書類には、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

(認可審査基準)
第六条 行政庁は、第三条の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をするものとする。
一 当該申請をした者(以下この条及び第十条第三項において「申請者」という。)が、一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。
イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人
ロ 理事会を置かない一般社団法人
ハ 会計監査人を置かない一般社団法人又は一般財団法人
二 第三十四条又は第三十五条の規定により第三条の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
ホ この法律、保険業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
ヘ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人
(1) この法律、保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない者
(2) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない者
(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
(4) 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。(6)において同じ。)が第三十四条若しくは第三十五条の規定により第三条の認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可(当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。)

第六節 事務所の所在地
七 事務所の所在地
2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
一定款
一 共済規程
二 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。
4 第二項第一号に掲げる書類(電磁的記録を含む。)には、事務所(共済事業に係る業務を行うものに限る。第七条第一項及び第二十七条において同じ。)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。
5 第二項第二号に掲げる書類には、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

(認可審査基準)
第六条 行政庁は、第三条の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をするものとする。
一 当該申請をした者(以下この条及び第十条第三項において「申請者」という。)が、一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。
イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人
ロ 理事会を置かない一般社団法人
ハ 会計監査人を置かない一般社団法人又は一般財団法人
二 第三十四条又は第三十五条の規定により第三条の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
ホ この法律、保険業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
ヘ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人
(1) この法律、保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない者
(2) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わらぬ日から五年を経過しない者
(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
(4) 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。(6)において同じ。)が第三十四条若しくは第三十五条の規定により第三条の認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可(当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。)

第七節 事務所の所在地
七 事務所の所在地
2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
一定款
一 共済規程
二 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。
4 第二項第一号に掲げる書類(電磁的記録を含む。)には、事務所(共済事業に係る業務を行うものに限る。第七条第一項及び第二十七条において同じ。)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。
5 第二項第二号に掲げる書類には、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その取消しの日から五年を経過しない者

(5) 第三十四条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 法人が、保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により同法第三十一条の免許を取り消され、同法第二百五条若しくは第百六十六条の規定により同法第百八十五条第一項の免許を取り消され、同法第百三十一条若しくは第百三十二条の規定により同法第百二十九条第一項の免許を取り消され、若しくは同法第百七十二條の二十六第一項若しくは第百七十二條の二十七の規定により同法第百七十二條第二項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であった者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その取消しの日から五年を経過しない者

(7) 保険業法第百三十七條第一項の規定により同法第百七十六條若しくは第百八十六條の登録を取り消され、又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(8) 保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、同法第百二十五條若しくは第百三十一條の規定により解任を

命ぜられた日本における代表者、同法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二 申請者が、共済事業を的確に遂行するために必要な基準として厚生労働省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。  
三 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足る人的構成を有すること。  
四 申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること。  
五 他に行う事業が、共済事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 前条第二項第二号に掲げる書類に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。  
イ 共済契約の内容及び、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。  
ロ 共済契約の内容及び、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容及び、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。  
ニ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容及び、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。  
ホ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ヘ その他厚生労働省令で定める基準  
七 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の厚生労働省令で定める当

該申請者の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。  
八 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして厚生労働省令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。  
九 申請者が、その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この号において同じ。)について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該申請者の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとしないよう支給の基準を定め、当該基準を公表していること。

十 前各号に掲げるもののほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準として厚生労働省令で定める基準

第二節 業務  
第七條 共済団体は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。  
第八條 共済団体は、自己の名義をもって他人に共済事業を行わせてはならない。  
第九條 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者は、理事又は監事となることができない。  
第十條 共済団体の常務に従事する場合は、他の共済団体の承認を受けなければならない。  
第十一條 共済団体は、前項の承認の申請があったときは、当該申請に係る事項が当該申請に係る共済団体の業務の健全かつ適切な運営を妨げおそれがあると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

第十二條 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行うことができず。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に進行するに支障を及ぼすおそれがないと認められる事業については、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第三條の認可の申請書に申請者が第一項の規定により行う事業以外の事業を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が当該認可を受けたときは、当該事業を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。  
(資産運用の制限)  
第十一條 共済団体は、共済掛金として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の厚生労働省令で定める方法によらなければならない。

共済団体は、厚生労働省令で定める資産については、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。  
前項に定めるところによるほか、共済団体の同一人(当該同一人と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。)に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。  
共済団体が子会社その他の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者(以下この項及び第三十三條第一項において「子会社等」という。)を有する場合には、当該共済団体及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、合算して厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

前項の「子会社」とは、共済団体がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部)についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該共済団体及びその一若しくは二以上の子会社又は当該共済団体の一若しくは二以上

共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行うことができず。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に進行するに支障を及ぼすおそれがないと認められる事業については、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第三條の認可の申請書に申請者が第一項の規定により行う事業以外の事業を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が当該認可を受けたときは、当該事業を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。  
(資産運用の制限)  
第十一條 共済団体は、共済掛金として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の厚生労働省令で定める方法によらなければならない。

共済団体は、厚生労働省令で定める資産については、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。  
前項に定めるところによるほか、共済団体の同一人(当該同一人と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。)に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。  
共済団体が子会社その他の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者(以下この項及び第三十三條第一項において「子会社等」という。)を有する場合には、当該共済団体及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、合算して厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

前項の「子会社」とは、共済団体がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部)についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該共済団体及びその一若しくは二以上の子会社又は当該共済団体の一若しくは二以上

共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行うことができず。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に進行するに支障を及ぼすおそれがないと認められる事業については、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該共済団体の子会社とみなす。

(業務運営に関する措置)

第十二条 共済団体は、その共済事業に係る業務に關し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)

第十三条 共済団体は、その特定関係者(当該共済団体の子会社(第十一条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。))その他の当該共済団体と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該共済団体の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引  
二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして厚生労働省令で定める取引又は行為  
(無限責任社員等となることの禁止)

第十四条 共済団体は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができな

い。

(苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十五条 共済団体は、共済事業に關し次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 共済契約者等からの苦情の処理の業務に従事する利用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置

二 共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置  
(子会社保有の制限)

第十六条 共済団体は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行う共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認め、これを承認したときは、この限りでない。

第三節 経理

第十七条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

(業務報告書)

第十八条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として、業務及び財産の状況を記載した説明書類を作成し、その事務所(専ら共済事業に係る業務以外の業務の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。第三項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、共済団体の事務所において当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとることができる。この場合において、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前三項に定めるもののほか、第一項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

共済団体は、第一項に規定する事項のほか、利用者が当該共済団体の業務及び財産の状況を

知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(区分経理等)

第十九条 共済団体は、共済事業(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。)に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

共済団体は、共済事業に係る会計に關し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。  
二 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。

前三号に掲げるもののほか、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として厚生労働省令で定める行為を行うこと。

(事業費等の償却)

第二十条 共済団体は、当該共済団体の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他厚生労働省令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、当該共済団体は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該共済団体の成立後十年以内に償却しなければならない。

(契約者割戻し)

第二十一条 共済団体は、契約者割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないもの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。次項において同じ。)を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならない。

契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(価格変動準備金)

第二十二条 共済団体は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産(次項において「株式等」という。)について、厚生労働省令で定

めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしな

いことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

前項の準備金は、株式等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が株式等の

売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額の填補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金)

第二十三条 共済団体は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

前項に定めるもののほか、共済契約を再共済に付した場合における当該共済契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支払備金)

第二十四条 共済団体は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものであるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合において、共済金等の支出として計上してはならないものがあるときは、支払備金を積み立てなければならない。

前項の支払備金の積立てに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四節 監督

第二十五条 共済団体は、第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(共済事業の種類等の変更)

共済団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

行政庁は、第一項の認可の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号

に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 第五条第一項第四号に掲げる事項 第六条

第二号、第三号、第六号イからハまで、第七

号、第八号及び第十号に掲げる基準

二 第五条第一項第五号に掲げる事項 第六条

第四号、第五号、第七号、第八号及び第十号

に掲げる基準

三 第五条第一項第六号に掲げる事項 第六条

第五号及び第十号に掲げる基準

(共済規程に定めた事項の変更)

第二十六条 共済団体は、第五条第二項第二号に

掲げる書類に定められた事項の変更をしようとする

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、

行政庁の認可を受けなければならない。ただし、

厚生労働省令で定める軽微な変更については、

この限りでない。

2 共済団体は、前項ただし書の厚生労働省令で

定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令

で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政

庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、第一項の認可の申請があつたとき

は、第五条第二項第二号に掲げる書類に定めら

れた事項について、第六条第六号イからハまでに掲

げる基準に適合するかどうかを審査しなければ

ならない。

(定款の変更の認可)

第二十七条 共済団体の目的、事務所の所在地そ

の他共済事業に関する事項に係る定款の変更につ

いての社員総会又は評議員会の決議は、行政

庁の認可を受けなければ、その効力を生じな

い。

(届出事項)

第二十八条 共済団体(第四号に掲げる場合にお

いては、共済団体又は届出に係る共済代理店

(共済団体の委託を受けて、当該共済団体のた

めに共済募集(共済契約の締結の代理又は媒介

を行うこと)をいう。以下同じ。)を行う者(法

人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定

めのあるものを含む。)であつて、当該共済団

体の社員又は役員若しくは使用人でないものを

いう。同号及び第四章において同じ。)は、次

の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働

省令で定めるところにより、その旨を行政庁に

届け出なければならない。

一 第三条の認可を受けて共済事業を開始した

とき。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十八条において読み替えて準用する保険業

法第四百二十二条の規定による認可を受けて事

業の譲渡をした場合を除く)。

三 他に特段の定めのある事項以外の事項に係

る定款の変更をしたとき。

四 共済代理店の設置又は廃止をしようとする

とき。

五 その他厚生労働省令で定める場合に該当す

るとき。

(報告又は資料の提出)

第二十九条 行政庁は、共済団体の健全かつ

適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を

図るため必要があると認めるときは、共済団体

に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又

は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切

な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るた

めに必要があると認めるときは、その必要の限

度において、当該共済団体の子法人等(子会社

その他共済団体)がその経営を支配している法

人として厚生労働省令で定めるものをいう。以

下同じ。)又は当該共済団体から業務の委託を受

けた者に対し、当該共済団体の業務又は財産の

状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出

を求めることができる。

3 共済団体の子法人等又は当該共済団体から業

務の委託を受けた者は、正当な理由があるとき

は、前項の規定による報告又は資料の提出を拒

むことができる。

(立入検査)

第三十条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ

適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図

るため必要があると認めるときは、当該職員

に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入ら

せ、その業務若しくは財産の状況に関し質問さ

せ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるこ

とができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又

は検査を行う場合において特に必要があると認

めるときは、その必要の限度において、当該職

員に、共済団体の子法人等若しくは当該共済団

体から業務の委託を受けた者の施設に立ち入ら

せ、当該共済団体に対する質問若しくは検査に

必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その

他の物件を検査させることができる。

は、前項の規定による質問及び検査を拒むこと

ができる。

4 第一項又は第二項の規定による立入り、質問

又は検査をする職員は、その身分を示す証票を

携帯し、関係人の請求があつたときは、これを

提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入り、質問

又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解してはならない。

(健全性の基準)

第三十一条 行政庁は、共済団体に係る次に掲げ

る額を用いて、共済団体の経営の健全性を判断

するための基準として共済金等の支払能力の充

実の状況が適当であるかどうかの基準を定める

ことができる。

一 基金(一般社団法人及び一般財団法人に關

する法律(平成十八年法律第四十八号)第百

三十一条に規定する基金をいう。第四十七条

第四項において同じ。)、準備金その他の厚生

労働省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理

由により発生し得る危険であつて通常の予測

を超えるものに対応する額として厚生労働省

令で定めるところにより計算した額

(共済規程に定めた事項の変更命令)

第三十二条 行政庁は、共済団体の業務若しくは

財産の状況に照らして、又は事情の変更によ

り、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確

保し、共済契約者等の保護を図るため必要があ

ると認めるときは、当該共済団体に対し、その

必要の限度において、第五条第二項第二号に掲

げる書類に定められた事項の変更を命ずること

ができる。

(業務の停止等)

第三十三条 行政庁は、共済団体の業務若しくは

財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状

況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ

適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図

るため必要があると認めるときは、当該共済団

体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示し

て、経営の健全性を確保するための改善計画の

提出を求め、若しくは提出された改善計画の変

更を命じ、又はその必要の限度において、期限

を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一

部の停止を命じ、若しくは当該共済団体の財産

の供託その他監督上必要な措置を命ずることが

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求

めることを含む。)であつて、共済団体の共済

金等の支払能力の充実の状況によつて必要があ

ると認めるときにするものは、共済団体の共済

金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ

厚生労働省令で定めるものでなければならぬ。

(認可の取消し等)

第三十四条 行政庁は、共済団体が次の各号のい

ずれかに該当することとなつたときは、当該共

済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しく

は理事、監事若しくは会計監査人の解任を命

じ、又は第三条の認可を取り消すことができる。

一 第六条第一号イからハまで、ホ又はヘに該

当することとなつたとき。

二 第六条第二号から第四号まで又は第七号か

ら第九号までに掲げる基準に適合しなくなつ

たとき。

三 不正の手段により第三条の認可を受けたと

き。

四 法令、法令に基づく行政庁の処分又は第五

条第二項各号に掲げる書類に定められた事項のう

ち特に重要なものに違反したとき。

五 当該認可に付された条件に違反したとき。

六 公益を害する行為をしたとき。

第三十五条 行政庁は、共済団体の財産の状況が

著しく悪化し、共済事業を継続することが共済

契約者等の保護の見地から適当でないとき認め

るときは、当該共済団体の第三条の認可を取り消

すことができる。

(認可取消団体に係る措置)

第三十六条 共済団体が前二条の規定により第三

条の認可を取り消された場合においては、当該

共済団体であつた者(次項及び第三項において

「認可取消団体」という。)は、速やかに、他の

共済団体との契約により、その業務及び財産の

管理を行う共済契約を移転し、又は当該共済契

約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなけ

ればならない。

2 認可取消団体は、前項の規定による共済契約

の移転又は共済契約に係る業務及び財産の管理

の委託がなされるまでの間は、保険業法第三条

第一項の規定にかかわらず、第三条の認可を取

り消された日以前に引き受けた共済契約に係る

業務及び財産の管理を行うことができる。

3 前項の規定により第三条の認可を取り消され

た日以前に引き受けた共済契約に係る業務及び







10 第七項の規定により行政庁が清算人を解任する場合においては、行政庁は、清算共済団体の主たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。  
(行政庁の選任する清算人の報酬)

第四十九條 前条第一項又は第七項の規定により選任された清算人は、清算共済団体から報酬を受けることができる。  
2 前項の報酬の額は、行政庁が定める。

2 (決算書類等の提出)

第五十條 清算共済団体の清算人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五条第三項、第二百三十条第二項又は第二百四十四条第三項の規定により社員総会又は評議員会においてこれらの規定に規定するものについて承認を得たときは、遅滞なく、これらの規定に規定するもの(電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、厚生労働省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面)を行政庁に提出しなければならない。  
(解散後の共済契約の解除)

第五十一條 共済団体が、第四十一條の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二条第一項第三号若しくは第六号に掲げる事由によつて解散したとき又は同条第二項若しくは第三項の規定によつて解散したときは、共済契約者は、将来に向かつて共済契約の解除をすることができ

2 前項の場合において、共済契約者が同項の規定による共済契約の解除をしなかつたときは、当該共済契約は、解散の日から三月を経過した日にその効力を失う。  
3 前二項の場合においては、清算共済団体は、被共済者のために積み立てた金額、未経過期間(共済契約に定めた共済期間のうち、当該共済契約が解除され、又は効力を失つた時において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する共済掛金その他厚生労働省令で定める金額を共済契約者に払い戻さなければならない。  
(債権申出期間中の弁済の許可)

第五十二條 共済団体の清算の場合における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四條の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」とする。

(清算の監督命令)  
第五十三條 行政庁は、共済団体の清算の場合において、必要があるとき認めるときは、当該清算共済団体に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。  
2 第二十九條第一項並びに第三十條第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の場合において、行政庁が清算共済団体の清算の監督上必要があると認めるときについて準用する。

第四章 共済募集

第五十四條 共済団体の社員若しくは役員(代表権を有する役員及び監事を除く。)若しくは使用人又は第二十八條第四号の届出がなされた共済代理店若しくはその役員(代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。以下この項において同じ。)若しくは使用人がその所属共済団体(共済募集に係る共済契約に係る共済事業を行う共済団体をいう。次条において同じ。)のために共済契約の締結の代理又は媒介(共済代理店である銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する者)をいう。))その他

の政令で定める者を用いる。次項及び附則第五条において同じ。又はその役員若しくは使用人にあつては、共済契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合に限る。))を行う場合を除くほか、何人も共済募集を行つてはならない。  
2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、第二十八條第四号の届出を行つて共済募集を行うことができる。  
(共済募集に係る保険業法の規定の準用)

第五十五條 保険業法第二百八十三條(第二項第四号及び第三項を除く。)の規定は所属共済団体のために共済募集人(共済団体の社員若しくは役員(代表権を有する役員及び監事を除く。))若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員(代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。)若しくは使用人をいう。以下この項において同じ。が行う共済募集について、同法第二百九十四條第一項の規定は共済団体又は共済募集人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同条第三項の規定は所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人について、同法第二百九十四條の二の規定は共済団体又は共済募集

人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同法第二百九十四條の三第一項の規定は所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人について、同法第二百九十五條の規定は共済代理店が行う共済募集について、同法第二百九十六條の規定は共済団体又は共済募集人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同法第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百条第一項、第三百零六條及び第三百零七條第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は共済代理店について、同法第三百一十條の規定はこの項において読み替えて準用する同法第三百零五條第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第五十條	共済契約者	共済契約者
第五十條	内閣府令	厚生労働省令
第五十條	共済契約者等	共済契約者等
第五十條	顧客	利用者
第五十條	被保険者	被共済者
第五十條	保険料	共済掛金
第五十條	内閣総理大臣	行政庁
第二項	前項の規定により保険業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第二項	第二項特定保険募集人	共済代理店
第八十三條	第三項	店
第八十三條	第四項	第一項の規定は、
第八十三條	第五項	第一項の規定は妨げない
第八十三條	第六項	規定は妨げない
第八十三條	第七項	規定は妨げない
第八十三條	第八項	規定は妨げない
第八十三條	第九項	規定は妨げない
第八十三條	第十項	規定は妨げない
第八十三條	第十一項	規定は妨げない
第八十三條	第十二項	規定は妨げない
第八十三條	第十三項	規定は妨げない
第八十三條	第十四項	規定は妨げない
第八十三條	第十五項	規定は妨げない
第八十三條	第十六項	規定は妨げない
第八十三條	第十七項	規定は妨げない
第八十三條	第十八項	規定は妨げない
第八十三條	第十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二十項	規定は妨げない
第八十三條	第二十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二十九項	規定は妨げない
第八十三條	第三十項	規定は妨げない
第八十三條	第三十一項	規定は妨げない
第八十三條	第三十二項	規定は妨げない
第八十三條	第三十三項	規定は妨げない
第八十三條	第三十四項	規定は妨げない
第八十三條	第三十五項	規定は妨げない
第八十三條	第三十六項	規定は妨げない
第八十三條	第三十七項	規定は妨げない
第八十三條	第三十八項	規定は妨げない
第八十三條	第三十九項	規定は妨げない
第八十三條	第四十項	規定は妨げない
第八十三條	第四十一項	規定は妨げない
第八十三條	第四十二項	規定は妨げない
第八十三條	第四十三項	規定は妨げない
第八十三條	第四十四項	規定は妨げない
第八十三條	第四十五項	規定は妨げない
第八十三條	第四十六項	規定は妨げない
第八十三條	第四十七項	規定は妨げない
第八十三條	第四十八項	規定は妨げない
第八十三條	第四十九項	規定は妨げない
第八十三條	第五十項	規定は妨げない
第八十三條	第五十一項	規定は妨げない
第八十三條	第五十二項	規定は妨げない
第八十三條	第五十三項	規定は妨げない
第八十三條	第五十四項	規定は妨げない
第八十三條	第五十五項	規定は妨げない
第八十三條	第五十六項	規定は妨げない
第八十三條	第五十七項	規定は妨げない
第八十三條	第五十八項	規定は妨げない
第八十三條	第五十九項	規定は妨げない
第八十三條	第六十項	規定は妨げない
第八十三條	第六十一項	規定は妨げない
第八十三條	第六十二項	規定は妨げない
第八十三條	第六十三項	規定は妨げない
第八十三條	第六十四項	規定は妨げない
第八十三條	第六十五項	規定は妨げない
第八十三條	第六十六項	規定は妨げない
第八十三條	第六十七項	規定は妨げない
第八十三條	第六十八項	規定は妨げない
第八十三條	第六十九項	規定は妨げない
第八十三條	第七十項	規定は妨げない
第八十三條	第七十一項	規定は妨げない
第八十三條	第七十二項	規定は妨げない
第八十三條	第七十三項	規定は妨げない
第八十三條	第七十四項	規定は妨げない
第八十三條	第七十五項	規定は妨げない
第八十三條	第七十六項	規定は妨げない
第八十三條	第七十七項	規定は妨げない
第八十三條	第七十八項	規定は妨げない
第八十三條	第七十九項	規定は妨げない
第八十三條	第八十項	規定は妨げない
第八十三條	第八十一項	規定は妨げない
第八十三條	第八十二項	規定は妨げない
第八十三條	第八十三項	規定は妨げない
第八十三條	第八十四項	規定は妨げない
第八十三條	第八十五項	規定は妨げない
第八十三條	第八十六項	規定は妨げない
第八十三條	第八十七項	規定は妨げない
第八十三條	第八十八項	規定は妨げない
第八十三條	第八十九項	規定は妨げない
第八十三條	第九十項	規定は妨げない
第八十三條	第九十一項	規定は妨げない
第八十三條	第九十二項	規定は妨げない
第八十三條	第九十三項	規定は妨げない
第八十三條	第九十四項	規定は妨げない
第八十三條	第九十五項	規定は妨げない
第八十三條	第九十六項	規定は妨げない
第八十三條	第九十七項	規定は妨げない
第八十三條	第九十八項	規定は妨げない
第八十三條	第九十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百零九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百一十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百二十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百三十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百四十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百五十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百六十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百七十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百八十九項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十一項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十二項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十三項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十四項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十五項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十六項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十七項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十八項	規定は妨げない
第八十三條	第一百九十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百零九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百一十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百二十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百三十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百四十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百五十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百六十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十一項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十二項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十三項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十四項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十五項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十六項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十七項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十八項	規定は妨げない
第八十三條	第二百七十九項	規定は妨げない
第八十三條	第二百八十項	規定は妨げない
第八十三條	第二百八十一項	規定は妨げない
第八十三條		





イ 第三十七條第一項、第三十九條又は第四十七條第一項及び第二項においてそれぞれ読み替えて準用する保険業法第四十條第一項、第四百六十六條第一項若しくは第五百十條第一項又は第六百六十六條第一項の規定による公告

ロ 第四十三條の規定による公告

**第六十一条** この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とする。

(厚生労働省令への委任)

**第六十二条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するために必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(権限の委任)

**第六十三条** この法律及びこの法律において準用する保険業法による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に行わせることができる。

(経過措置)

**第六十四条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第六章 罰則**

**第六十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三條の認可を受けたとき。

二 第八條の規定に違反して、他人に共済事業を行わせたとき。

**第六十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三條第一項又は第三十四條(これらの規定を第三十六條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による業

務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第五十七條第一項の規定により第三條の規定による認可に付した条件に違反したとき。

**第六十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項の規定に違反して、同項に規定する書類若しくは電磁的記録を提出せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしてこれらの書類若しくは電磁的記録を提出したとき。

二 第十八條第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定に違反して、同条第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

三 第二十九條第一項又は第二項(これらの規定を第三十六條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第三十條第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十六條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十三條第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十三條第二項において準用する第二十九條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 第五十三條第二項において準用する第三十條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第六十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第一項の申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第五十四條第一項の規定に違反して、共済募集を行ったとき。

三 第五十五條において読み替えて準用する保険業法第三百條第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。

四 第五十五條において読み替えて準用する保険業法第三百七條第一項の規定による共済募集の停止の命令に違反したとき。

**第六十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五條において読み替えて準用する保険業法第三百三條の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第五十五條第一項において読み替えて準用する保険業法第三百四條の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第五十五條第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第五十五條第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十五條第一項において読み替えて準用する保険業法第三百六條の規定による命令に違反したとき。

**第七十条** 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下こ

の項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十六條第一号 三億円以下の罰金刑

二 第六十七條第一号から第四号まで 二億円以下の罰金刑

三 第六十五條、第六十六條第二号、第六十七條第五号から第七号まで、第六十八條又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第七十一条** 共済団体の設立時理事、設立時監事、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六條に規定する仮処分命令により選任された理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四條第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は同法第三百三十七條第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九條第二項の規定に違反して、他の共済団体又は会社の常務に従事したとき。

二 第十條第二項の規定に違反して、他の事業を行ったとき。

三 第十四條の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。

四 第二十二條の規定に違反して、同条第一項の価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。



(検討)  
第五條 政府は、第五十四條第一項及び第二項の規定により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。